

青葉区会計年度任用職員（こども家庭支援課 保育教育認定利用調整事務員）  
募集要項

青葉区こども家庭支援課において、保育教育認定利用調整事務員に従事する会計年度任用職員（月額職）を募集します。

1 募集内容

(1) 募集人数

1名

(2) 応募要件

- ア 地方公務員法第16条等に定める採用に関する欠格事由に該当しない方
- イ パソコン操作（Word、Excelの入力、端末操作など）ができる方
- ウ 窓口での案内や電話対応等の区民対応ができる方

2 業務内容

- (1) 保育・教育施設・事業の支給認定・利用調整事務
- (2) 保育・教育施設・事業の契約関連事務
- (3) 施設・事業、近隣市町村との連絡調整
- (4) 利用者、施設・事業からの問い合わせに対する対応
- (5) その他事務補助
- (6) その他、所属長が必要と認めたもの
- (7) 大規模災害発生時における災害対応業務（基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ）

3 勤務条件等

(1) 任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

※上記の任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、公募によらず再度任用される可能性があります。（最大4回）

(2) 勤務日

週4日（勤務を要しない日：日曜日、土曜日及び月曜日から金曜日までの間であらかじめ所属長が指定する1日（原則として木曜日））

※「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く

(3) 勤務時間

8時45分～17時15分（休憩時間1時間を含む）

(4) 勤務場所

青葉区こども家庭支援課（住所：青葉区市ヶ尾町31番地4）

(5) 報酬額

月額209,600円

※報酬額については令和8年1月時点の予定額です。

制度改正等により金額は変更になる可能性があります。

※期末・勤勉手当、通勤費用（実費相当額）を別途支給します。

(6) 休暇

年次休暇等

※その他休暇等は、横浜市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則に基づきます。

(7) 社会保険

健康保険（横浜市職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険に加入

(8) その他

その他勤務条件等は、横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。

#### 4 応募方法

(1) 提出書類（様式はホームページからダウンロードいただけます）

ア 会計年度任用職員申込書兼履歴書

イ エントリーシート

ウ 返信用封筒（110円の切手を貼付し、郵便番号、住所、氏名を記載）

※提出いただいた書類は返却できませんので、あらかじめ御了承ください。

※応募された方の個人情報は厳正かつ適切に管理し、採用選考及び採用に関する事務以外の目的での使用はいたしません。

(2) 提出方法

以下に提出書類を持参又は郵送にて提出してください。

〒225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町31-4

青葉区役所こども家庭支援課（2階37番窓口）

(3) 提出期限

令和8年2月2日（月）（午後5時まで）

※郵送の場合は必着

#### 5 選考方法・日程

(1) 選考方法

一次選考：書類選考 二次選考：面接試験

(2) 一次選考合否結果通知

令和8年2月上旬から中旬に郵送予定

※合格者には電話連絡もあわせて行います。

(3) 二次選考実施予定日

令和8年2月中旬から下旬のうち、指定された日

※詳細は電話で連絡します。

(4) 合否結果通知

令和8年3月上旬以降に郵送予定

※採用内定者には電話連絡もあわせて行います。

## 6 その他

(1) 選考の結果は、合否にかかわらず文書で通知します。

(2) 選考の内容や結果に関するお問い合わせについては、お答えできませんので、あらかじめご了承ください。

(3) 提出された書類の記載事項に虚偽があった場合には、合格を取り消す場合があります。

(4) 採用内定者は、雇入れ後に健康診断を受診していただく場合があります。(会場：神奈川県予防医学協会 中央診療所)

(5) 本選考による採用は、令和8年度予算が横浜市会において議決されることを停止条件とします。(議決されなかった場合は、選考に合格していても採用されないことがあります。)

## 7 問合せ先

〒225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町 31-4

横浜市青葉区こども家庭支援課こども家庭係

会計年度任用職員採用担当

電話：045-978-2459